

令和 7 年度

町 政 執 行 方 針

教 育 行 政 執 行 方 針

令和 7 年 3 月

增 毛 町 教 育 委 員 会

町民の誓い

わたくしたちは、美しくそびえる暑寒の連峰と無限に広がる日本海にいだかれた増毛町の住民です。

わたくしたちは、風雪に耐えて郷土を開いた先人の偉業をしのび、輝かしい歴史と伝統を受け継いで、この町に住むことを誇りに思っています。

わたくしたちは、愛する郷土の発展を願い、より豊かな町づくりを目指して、ここに町民の誓いをさだめます。

- 1 からだを鍛え、仕事にはげみ、明るい町をつくります。
- 1 きまりを守り、力を合わせて、住みよい町をつくります。
- 1 自然を愛し、環境をととのえ、美しい町をつくります。
- 1 心ゆたかに、文化を高め、楽しい町をつくります。
- 1 資源を生かし、未来をひらき、生きがいのある町をつくります。

—昭和52年2月1日制定—

町 政 執 行 方 針

は じ め に

令和7年第1回定例議会の開会にあたり、私の所信を述べ、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

令和6年10月の総選挙において、自公政権が少数与党となり、国内政治が大きく変わり、国外では、米国で第2次トランプ政権が始動、韓国では、ユン・ソンニョル大統領が弾劾により失脚するなど国内外で政治状況が大きく変革する時期であります。

日本の政治経済への影響を注視しなければなりません。

日本国内においては、首都圏への一極集中が更に進み、また北海道内では、道央圏に人口が集まり、道北地域では、人口流出が止まりません。

増毛町においても行政運営は益々難しくなっており、人口減少、少子高齢化、全産業に広がる人手不足、円安等による燃料、資材の高騰など社会経済情勢は厳しさを増しております。

活力あるまちづくりをすすめるためには、基幹産業の元気と、長く生産活動を維持していただくための、町民皆様の健康づくりが肝要であります。

「女性や若者に選ばれる地域」を目指し、町の魅力を高め、地域の力を最大限に引き出す政策を強化して参ります。

私のまちづくりの基本理念であります「だれもが住みたい 住み続けたいふるさと増毛」実現のため、町民皆様の声を真摯に受け止め、町職員とともに町づくりに邁進いたします。

町政に対する基本姿勢

令和7年2月に策定した7年度から11年度までの増毛町まちづくりプランを基本に、就任当初から11項目のまちづくりの目標の達成と、より充実した事業展開を図り、活力あるまちづくりをすすめて参ります。

子どもの健やかな成長を願い、さらなる子育て支援と教育環境の充実を図って参ります。

生きがい活動事業団の活動を推進し、高齢者の皆様の活動を支援して参ります。

明和園については、増毛町社会福祉協議会への指定委託により、魅力ある施設運営をすすめて参ります。

基幹産業である漁業、農業、水産加工業、酒造製造業の振興を図り、道内外へ増毛町の特産品のPRに努め、民間の力を引き出す政策をすすめて参ります。

最北の果樹園地帯の魅力を高めるため、旧果樹農家を整備し、活性化の拠点とします。

町道の長寿命化対策や増毛港湾整備事業、無電柱化事業など基盤整備事業を促進します。

増毛町の自然環境や歴史を大切にし、豊かな食を活かしたイベントの開催などにより、交流人口の拡大を図り、アドベンチャーツーリズムの調査研究をすすめて参ります。

リフォーム助成や空き家取り壊し補助など、町内業者の育成支援をすすめ、各種事業により商工会商品券の活用を図り、地域消費活動を強化します。

有償運送事業あっぷるハイヤーの運行、都市間バスへの補助など町民の足を守る地方公共交通対策をすすめます。

町民の皆様の健康づくりをすすめた結果、介護保険料が全国、全道平均より低くなりましたので、さらなる健康寿命の延伸を図って参ります。

町立診療所の医師の定着、健康診断の実施等健康医療の充実を図って参ります。

防災行政無線の活用、全町防災訓練の実施等により、安全安心のまちづくりをすすめて参ります。

消防庁舎については、旧町民グランドへの建設に向け、準備をすすめて参ります。

住環境に配慮し、桜の植樹事業、花いっぱい運動、海岸清掃事業等を展開し、自治会活動の支援を図ります。

第二次世界大戦終戦直後に起こった、樺太からの引き揚げ船小笠原丸の殉難から80年が経過します。

惨劇を風化させず、後世へと伝えるため、小笠原丸殉難伝承碑を設置し恒久平和を祈念します。

気配りと思いやりで、町民から親しまれる職員、役場づくりをすすめ、町民サービスに努めて参ります。

町民の皆様と手を携え、将来に希望が持てるまちづくりを全身全霊ですすめて参りますので、町民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

基本方針と施策の展開

1. 自然の恵みを活かすまちづくり

農林業

農業を取り巻く環境は、農家戸数の減少や従事者の高齢化、後継者・担い手及び労働力の不足が顕著であり、また、ロシアのウクライナ侵攻以降、燃油・資材価格等が上昇しており、大変厳しい経営状況が続いております。

水稻につきましては、昨年に続き豊作となり、また価格も大幅に上昇し、農家の皆様も安堵しているところではありますが、価格高騰による米の消費減退を心配しているところでもあります。

このような状況の中、町内のいくつかの農家では、肥料・農薬の使用量を従来の慣行栽培の半分以上に抑え、有機肥料を多く使用する「特別栽培米づくり」に取り組んでおり、良食味米、高品質米の産地である本町におきましても、安全・安心な米づくりとブランド化による消費・販路拡大を図って参ります。

今後も、るもい農業協同組合等の関係機関と連携を図り、競争力の向上や生産環境の整備をすすめて参ります。

果樹につきましては、フルーツの里ましけ活性化プロジェクト事業を継続し、道内や首都圏において、増毛産果樹の販路拡大と知名度向上を目的としたPR事業を展開いたします。

果樹栽培振興事業による「おうとう裂果防止ハウス」の設置、減農薬栽培等、付加価値の高い農産物栽培への取り組み支援を継続して参ります。

近年の異常気象による災害等に対応するため、共済掛金への助成制度も継続し、共済制度への加入促進を図って参ります。

有害鳥獣対策につきましては、鳥獣被害防止計画に基づき、北海道猟友会留萌支部増毛部会等の協力を得て、エゾシカ・ヒグマ・カラス・アライグマ等の個体数減少と農業被害の軽減に努めて参ります。

また、昨冬に発生しました果樹園でのエゾシカ被害への対策につきましては、昨年度果樹園への侵入を防止することを目的に防獣ネットを設置し被害防止に努めており、今年度も引き続きハンターによるパトロールを継続して参ります。

林業につきましては、持続可能な森林活動に取り組むことを目的に、管内市町村、関係機関で「森林認証」を取得しており、今後もカーボンニュートラルに貢献して参ります。

町有林においては、森林が多面的機能を持続的に発揮できるよう、下刈り・間伐・造林・作業路の手入れ等の保育事業や、野そ駆除事業を計画的に実施し、継続的な町有林の適正管理・森林機能の維持保全に努めて参ります。

民有林においては、森林環境譲与税の有効活用を図るとともに、森林整備計画に基づき、森林の持つ多面的な機能が充分に発揮されるよう、公費造林事業、豊かな森づくり推進事業を継続的に実施し、適切な森林施業の推進と管理に努めて参ります。

今年度も町内の環境美化をすすめる一環として、各関係機関と協力し、桜植樹祭を実施して参ります。

漁業

町の基幹産業である漁業を取り巻く環境は、中国の海産物輸入禁止措置、資源の減少や海域間の格差、地球温暖化による海水温の上昇、トド等の海獣被害等、大変厳しい状況ではありますが、今年度も磯焼け対策並びにゼロカーボンの推進につながる取り組みとして、民間企業と共同で藻場再生事業に取り組んで参ります。

増毛漁業協同組合をはじめとした関係機関と連携し、漁業資源の増殖環境の改善を図り、漁業経営の安定と向上につなげて参ります。

昨年の水揚げは、秋サケ漁の不漁、タコの価格低下等がありましたが、エビ漁の好漁等により、漁獲量は前年対比で41トン、約7.1%の増加となり、金額では332万円、約0.1%の増となりました。

ここ数年、漁業者の高齢化が進む中で、新規就業者が育ってきており、今年度も漁業の担い手対策として、漁業資格取得費補助事業、産業活性化事業により、新規就業者や後継者の確保と育成に努めるとともに、浜が活気に満ち溢れるよう、将来の漁業資源の確保のため、ナマコをはじめとする漁業資源増大事業、未利用水産資源の活用促進と今後の海外需要増加に対応するため、各種漁業活動を支援して参ります。

また、昨年全道的にホタテ養殖に係る稚貝の採苗不振が発生していることから、資金を借り入れするホタテ養殖事業者に対し、支援して参ります。

漁場整備につきましては、北海道が事業主体となるウニ資源の増殖を目的とした水産環境整備事業の本工事が、一昨年度から増毛小樽間内地先で実施され、今年度で完了する見込みとなっており、新規事業として弁天地先、古茶内地先が計画されております。

また、トド等の海獣類による漁業被害の防止対策や密漁防止対策についても、増毛漁業協同組合をはじめとする関係機関への支援や連携のもと、取り組んで参ります。

商工業

商工業については、ロシアのウクライナ侵攻や円安に端を発した物価高騰は依然として高止まりが続いている状況にあり、販売価格の値上げを行っても更に仕入価格が高騰すると経営に大きな影響が及ぶ事が懸念されます。

経営支援として中小企業特別融資制度や水産物加工業特別融資制度の活用を事業者へ周知して参ります。

また、増毛町商工会をはじめとする関係機関との連携を強化することにより、効果的な商工業施策を検討して参ります。

産業の支援・育成については、産業活性化支援事業補助金により社会のニーズを捉えた新商品の開発、販路開拓や起業の支援を行って参ります。

近年、経営者の高齢化や後継者不在のため、廃業する事業者が見受けられることから、関係機関と連携して事業承継支援の取り組みを強化して参ります。

雇用

本町の労働雇用環境は、依然厳しい状況が続いており、現在では業種を問わず、全ての分野で労働力が不足している状況にあり、地域を支える人材の確保が喫緊の課題となっております。

今後は、これまで行ってきた、生きがい活動事業団などによる高齢者の人材活用を引き続き推進するとともに、複数の業務に従事するマルチワークを推進する特定地域づくり事業組合制度の活用を検討し、人的資源の確保と安定した雇用の創出に取り組んで参ります。

水産加工業や水産業、介護事業において、外国人の受け入れがすすめられており、町内の外国人人口は年々増加していますので、町内産業の支え手となっている外国人との共生社会を目指し、町民との交流や日本語学習の場を設けます。

観光

令和6年度は「春の味まつり」、「港まつり」、「秋の味まつり」といった3大イベントを通常開催し、いずれのイベントも天候に恵まれ、多くのお客様にお越しいただき、盛況の内にイベントを終える事が出来ました。令和7年度も3大イベントについては内容の充実を図りながら開催に向け準備をすすめて参ります。

夏から秋にかけての週末や祝日は、札幌方面や旭川方面を中心に多くの観光客が訪れ、ふるさと歴史通りは賑わって参りました。これは本町が推進してきた増毛駅を玄関口とした食と歴史を活かした観光が、多くの皆様に認知されてきたものと感じています。今後も増毛駅周辺を観光の拠点として整備をすすめ、増毛の食と古き良き街並みをPRし、増毛小学校旧校舎の特別公開や旧校舎を活用したイベントの実施、歴史的建造物群や史跡を巡るまち歩き、観光情報の充実などに取り組み、観光客の入り込みの増加と安定を図って参ります。

また、まちの活性化や町外PRをすすめるため、町内小規模イベントの開催経費や町外催事等への出店費用の一部を助成して参ります。

近年、国や北海道はサイクルツーリズムやアドベンチャーツーリズムを中心とした体験型観光を推進しています。自然・歴史・食など本町の特色を活かした体験型観光を推進するため、関係自治体との連携を視野に、その方策を検討して参ります。

リバーサイドパーク、岩尾温泉あつたま〜る、暑寒別岳スキー場等の各観光施設については、多くの皆様に快適に利用していただけるよう老朽箇所の点検や施設の修繕を適宜すすめて参ります。

暑寒別岳登山については、ヒグマの目撃情報が多く寄せられる事から、ホームページで随時情報を発信し注意喚起を図ります。山岳遭難については山菜採り時期に注意喚起を強化し、遭難発生時は警察をはじめとする関係機関と連携して対処して参ります。

北海道遺産である増毛山道を維持管理するための費用を支援して参ります。

2. 元気で長生きできるまちづくり

病気の予防・健康づくり

町民の健康づくりは、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画：令和6年3月）に基づき実施しております。

本町の健康課題である高血圧は、あらゆる循環器系疾患をはじめ、病気の発症や死亡に最も影響を与える危険因子とされており、健康寿命を縮め、高医療費、高介護費を招くため、高血圧対策に重点を置いております。

これらの病気を予防し、健康寿命の延伸を目標として、特定健診や特定保健指導に積極的に取り組み、「ら・さんて」や「健康づくり教室」を活用し、運動機能の維持や改善に努めるほか、増毛醤油等を利用した減塩推進の食生活改善について、保健推進員の協力も得ながら取り組んで参ります。

また、令和元年度より実施している「ましけ健康ポイント事業」の拡充を図り、更に健康意識を向上させ、健康活動に結びつくよう、各事業への参加啓発に努めて参ります。

がん検診やコロナワクチン接種、インフルエンザ予防接種等の感染症対策のほか、带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成も継続して取り組んで参ります。

医療

診療所の運営については、令和6年度に常勤医師が確保出来たことから、一昨年とは異なり、安定した診療所運営が出来るようになったところです。

しかしながら、固定医の長期的な不在・医療スタッフの退職者補充が大変厳しいことなど、複合的な要因から、病棟の維持・継続を断念し令和6年3月を以て廃止しております。

加えて、診療所の収入の根幹であります診療収入は、人口減などによる外来受診者数の減少、さらには病棟の廃止が影響し減少している一方、宿日直医師報酬や職員人件費、施設運営経費等の病棟廃止による支出減により収支の改善は図られたものの依然として、厳しい運営は続いております。

診療所は、地域の医療機関として初期治療及び一次医療を担い、特定健診をはじめとする各種検診や法定予防接種の実施等、これからも安心して安全な医療の提供ができるよう、関係する医療機関の支援・協力を仰ぎながら、健全な運営と医療サービスの充実に努めて参ります。

今年度は老朽化したX線CR装置の更新を行います。

結婚・出産・子育て支援

子育て世代包括支援センターにおいて妊産婦から子育て期における実情の把握、保健指導、関係機関との連携等に加え、全妊産婦への支援プランの作成や乳幼児・児童虐待予防等、包括的な支援を行っております。

妊婦・産婦健診や乳幼児定期予防接種、新生児聴覚検査、1か月児健診、3才児視覚検査、乳幼児フッ素塗布、妊婦の超音波検査、不妊治療費、不妊治療（先進医療）、産後ケア事業等の母子保健分野の公費負担・助成を継続して参ります。

子どもの医療費については、就業していない18歳以下（18歳になって最初に迎える3月31日まで）を対象として商工会商品券にて助成しており、初診料を含めた自己負担をなくすことで、子育て世帯における経済的負担の軽減を図ります。

ひとり親の家庭においては、民生委員・児童委員を窓口とした相談の実施、各種の福祉制度の支援や福祉資金の活用により、安心した生活が送れるよう支援し、医療費助成により経済的負担を軽減して参ります。

出産準備金、出産祝金を支給し、出産後も4年間毎年子育て支援金を支給することにより、オムツ代やミルク代などの負担軽減を図り、子どもの健やかな成長を応援して参ります。

第3子からの支給を第2子からの支給に拡充した多子世帯への子育て支援金を継続し、入学・進学時に商工会商品券にてお祝い金を支給することによって、子育てを応援するまちづくりをすすめて参ります。

婚姻に対しては、出会いから新生活の開始までの支援が必要ですので、同窓会支援事業の活用や、結婚祝い金の支給、祝賀会開催支援、結婚新生活支援事業補助金により、結婚をしやすい環境づくりに努めて参ります。

高齢者福祉

町民の46.8%が65歳以上と高齢化が進んでいる本町では、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることをめざした地域包括ケアの取り組みが重要です。

このため、高齢者の総合的な相談窓口として地域包括支援センターの充実を図り、各種生活支援サービスの情報提供や権利擁護事業のほか、フレイル予防、認知症総合対策、一人暮らし高齢者等の見守り事業等、地域支援事業の推進に努めて参ります。

生活支援の体制整備は、関係機関・町民・行政が協働で本町の現状と課題を検討し、住民主体によるサービスの創出が求められていますので、配食サービスや訪問型サービス等、介護予防の一層の充実を図って参ります。

また、65歳未満の方においても対象者の属性を問わない相談支援（障がい、福祉、ひきこもり、メンタルヘルス、生活困難、ケアラーなど）、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、複合化・複雑化した支援ニーズに対応していきます。

全国的に介護員が不足する中、町内の介護保険施設も働き手の確保が厳しい状況にあることから、修学資金の一部を貸付する「介護従事者養成修学資金貸付事業」や「介護従事者就業支援補助事業」の周知を図り、町内外からの働き手の確保と育成、就業の継続及び定着を図り、介護サービスの体制充実に努めて参ります。

明和園については、令和5年12月に移転に伴うすべての工事が終了し、昨年4月より施設運営を増毛町社会福祉協議会に委託しました。

今後も入所されている方々が、安心して健やかな生活を送れるよう、サービスの質と量の維持を図ります。

地域福祉

住み慣れた場所で末永く住み続けられるために、障がい者福祉計画や子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画に基づく施策が実施されておりますが、身近な生活課題に対応する地域福祉は、町民の力が不可欠であり、個々が主体的に想像し、取り組むことが地域福祉の源と考えます。

地域福祉に関する活動への住民参加の促進を図るため「生きがい活動事業団」を支援して参ります。

公的な福祉サービスの拠点として社会福祉協議会がめざす「みんなで支え合う地域づくり」の中で、個人や団体でのボランティア活動が容易に取り組めるよう支援の強化に努めて参ります。

長年使用してきた福祉バスを昨年12月に更新し、快適性と高齢者の安定した足の確保を図ります。

障がい者福祉

障がい者及び障がい児福祉については、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画・障がい者計画（令和6年度～8年度）」に基づきすすめて参ります。

特に、本人が希望する暮らしを実現するため障がい者総合支援法に基づき、各種の障がい者福祉サービスに対し、介護給付等の自立支援給付を行うとともに、近隣市町との連携による日常生活用具の給付や移動支援等の地域生活支援事業を推進して参ります。

また、重度心身障がい者に医療費を助成することにより、経済的な負担を軽減して参ります。

併せて、障がい者の外出機会を確保するために、増毛町社会福祉協議会が実施する身体障がい者福祉協会交通費助成金事業への補助を行って参ります。

障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るため広報啓発活動にも努めて参ります。

社会保障

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤としての役割を担っていますが、加入年齢層が高いため、医療費は高く、所得は低いという構造にあることから、制度の安定を目的に平成30年度から財政運営が北海道に移管されました。

本町の一人当たりの医療費は高い水準で推移しておりましたが、特定健診の受診勧奨や健康寿命延伸事業及び食生活等の生活習慣改善に取り組み、成果が現れてきているため、今後も継続した取り組みを行って参ります。

後期高齢者医療制度は、増加する医療費に対し、持続可能な制度の創設を目的に平成20年度から開始されており、今後も運営主体である北海道後期高齢者医療広域連合や北海道等と連携し、適正で安定的な制度の運用に努めて参ります。

介護保険については、「第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）」に基づき、在宅、通所、施設サービス等、多種多様なサービスを活用し、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう充実を図って参ります。

住み慣れた町でいつまでも暮らすために、必要に応じた介護サービスの提供と、介護予防・日常生活支援総合事業の更なる充実をめざして参ります。

健康づくりの推進により介護保険料の上昇を食い止め、平成27年度の水準まで戻すことができました。

今後も介護給付の適正化により介護給付費の抑制を図り、健全な介護保険運営に努めて参ります。

国民年金は、老後の生活安定を目的とした社会保障制度であり、無年金者や適用漏れの解消のため、年金事務所と連携しながら制度の周知に努めて参ります。

3. 安心安全に暮らせるまちづくり

生活環境

平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、本町においても適正に管理されていない空き家等の対策に取り組んで参りました。

放置されたままの危険性の高い空き家等の除却について、要する費用の一部補助を継続して参ります。

ごみ処理については、近隣3市町で構成する留萌南部衛生組合において共同で実施しており、留萌市で資源化施設、小平町で生ごみ処理施設、増毛町で一般廃棄物最終処分施設がそれぞれ稼働しております。

ごみの排出量は人口減に伴い減少傾向にありますが、正しく分別することによって、ごみ減量化や経費削減にもつながります。

生ごみ減量のための食品ロス対策及びコンポスト助成事業も継続して参りますので、皆様のご協力をお願いいたします。

不法投棄対策としては、啓発活動を積極的にすすめ、関係機関と連携して防止に努めるとともに、海岸漂着物についても、景観や環境の保全を図るため継続して対策をすすめて参ります。

し尿処理についても、留萌南部衛生組合において共同で実施しておりますが、下水道の普及に伴い、処理量は減少しております。

ましけ葬苑は、昭和53年の建築から40年以上経過し、火葬炉の霊台車が劣化していることから、本年度、打ち替えを実施し、使いやすい環境の整備に努めて参ります。

暑寒沢墓地敷地内に合同墓を整備し、令和5年度から運用を開始したことによって、お墓の承継や焼骨の管理が困難となった方のニーズに応えられるようになりました。

飼い主のいない猫対策として、捕獲器の無償貸出や不妊去勢手術費用の一部を助成し、飼い主のいない猫の増加抑制に努めて参ります。

文化センター、総合交流促進施設元陣屋、保健センターにクーラーを設置し、クールスポットとして町民の快適な生活環境を確保します。

道路・交通

町道の整備については、自治会要望や緊急性、必要性等を勘案し優先順位を決め、計画的に道路整備を推進し、昨年度からの継続事業となる町道第3火防線通線の道路改良と町道13丁目通線の道路新設が今年度で整備を終え、新たな道路網が完成いたします。

北海道が事業主体となり今年度から始まる、道道増毛港線の無電柱化事業について、北海道と連携しすすめます。

町道の除雪作業は、効率化と除雪体制の強化を図り、町民が安全で安心して利用できる包括的な道路交通網の確保と維持管理に努めて参ります。

公共交通機関は、平成28年にＪＲ留萌本線の増毛～留萌間が廃止され、令和３年には、ハイヤー事業を委託していた事業者が撤退する中、民間バス会社は地域交通の重要な役割を担っていることから、地方路線や都市間路線の交通網維持のための支援を引き続き行って参ります。

また、札幌市まで運行しております「都市間バス（特急ましけ号）」については、週４日の運行とし、費用を助成することで路線維持に努めて参ります。

令和４年４月から町が主体となって自家用有償旅客運送事業を実施し、日曜日の夜間を除いて運行しております。

今後におきましても、町民の生活に密着した安定的で利便性のある交通手段の確保に努めて参ります。

在宅で生活する高齢者にとって、バスやタクシー等の公共交通機関は欠かすことのできない移動手段であることから、公共交通が運行されていない暑寒沢・中歌・湯の沢・信砂・朱文別沢地区の交通空白地域の町民に有償運送利用に係る費用の助成をするほか、運転免許を自主返納した70才以上の高齢者に対し、路線バス回数券等の助成を行い、高齢者が外出しやすい環境の整備に努めて参ります。

住環境

公営住宅については、老朽化した団地の改修や高齢化社会に対応した団地を適正に供給して参ります。

住宅リフォーム等補助事業は、令和５年度から４年間の時限事業として実施し、居住環境の整備、子育て世帯等の定住促進と移住定住人口を確保するため、補助内容を拡充して実施します。

新築住宅建設支援補助事業につきましても、未利用地等の有効活用を図るため、土地購入費の一部補助を継続して参ります。

上下水道

水道事業については、住民生活に欠かせない重要なライフラインである飲料水を安全かつ安定的に供給するため、水質の管理・供給量の確保を基本に施設の維持管理と水質管理の強化を図って参ります。

今年度は中央監視装置光回線更新工事を施工し、施設の機能強化を図ります。

今後も老朽化した施設等について、優先度を考慮し計画的に整備・更新をすすめて参ります。

公共下水道については、生活環境の向上や衛生環境の保持及び公共用水域の水質保全を目的としております。

今年度は令和6年度に策定したストックマネジメント計画を基に下水道処理施設の設備更新工事を行って参ります。

今後も施設の適切な維持管理に努め、持続可能な下水道をめざすとともに、環境保全に対する啓発活動等により下水道接続の普及促進に努めて参ります。

市街地の大部分で下水道への接続が可能となり、更に一般家庭に限りディスポーザーの使用を可能にし、生ごみの減量化と清潔で快適な住環境づくりを推進して参ります。

市街地以外の地区の生活排水対策についても、既存の合併処理浄化槽設置整備事業補助制度を活用し、生活環境の向上を図って参ります。

情報通信

地上デジタル放送の開始に伴う新たな難視聴区域6地区のため、町が主体となって整備した光ファイバーによる共聴設備につきましては、地区の皆様が良好に視聴できるよう設備を管理して参ります。

また、光ブロードバンドにつきましても、町内全域での利用が可能になりましたので、安定的な高速通信環境を継続して利用できるように、設備の維持管理に努めて参ります。

消防・防災・交通安全・防犯

消防体制については、複雑化・多様化・大規模化している各種災害に対応するため、より実災害に即した訓練を実施し、消防団組織を含めた消防部隊の適切な配備・運用に努めて参ります。

老朽化した消火栓の更新を計画的に実施し、消防水利の確保に努めます。

火災は放火や火の不始末、油断から発生することが多く、火災を発生させないためには一人一人の防火意識が重要なことから、年間を通して防火啓発を行い、住宅用火災警報器の設置・維持管理状況を調査し、町民の防火意識を高めることに努めて参ります。

救急体制については、高齢化を背景とした救急件数の増加や救急業務の高度化に対応するために、気管挿管や薬剤投与等の救急救命士を主体とした研修をすすめて参ります。また、救命率の向上には早期の心肺蘇生が重要であることから、町民に対する救命講習の拡充に努めて参ります。

老朽化した消防庁舎は、建設場所や規模について一定の道筋ができたことから、建設に向け、建物の設計に着手します。

防災については、「全町防災訓練の日」に町民参加の防災訓練を実施することにより、町民一人一人の防災意識の向上や、自治会を中心とした自主防災組織の設立の推進を図り、安心安全なまちづくりに努めて参ります。

また、防災備蓄品についても計画的に確保して参ります。

防災行政無線については、関係機関の協力を得ながら、今後も災害や気象情報の迅速な提供に努めて参ります。

交通安全活動について、北海道では22年続けて「交通事故死ワーストワン」を回避しており、本町においても事故発生件数や物損事故件数が減少してきております。

これもひとえに交通安全協会や関係機関の取り組みと町民意識の高まりの成果であり、今後も町の特産品を活用した事業の展開や各関係団体等と連携した街頭指導や啓発活動に努めて参ります。

防犯については、防犯協会を中心として、防犯パトロールや住宅・自動車診断等を継続して実施して参ります。また、新入学児童への啓発資材の配布やこども110番の家、町内工事事務所への防犯啓もう訪問等の活動を推進して参ります。

高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺・還付金詐欺等の犯罪も手口が巧妙で被害が後を絶たない状況にあります。

これらの犯罪を未然に防止するためにも、警察署と連携を取りながら、迅速な情報提供や各種行事等を通じた啓発活動を推進し、犯罪のない安心して暮らすことができる町をめざして参ります。

また、町内に防犯カメラを計画的に設置し、事件事故等の早期解決と犯罪への抑止力を高めて参ります。

犯罪被害者等が受けた被害の早期回復又は軽減が図られるよう、昨年制定いたしました「増毛町犯罪被害者等支援条例」により支援して参ります。

港湾・漁港

増毛港の整備については、沿岸漁業、石材の積出港、海洋レジャーの基地として港湾整備計画に基づき、留萌開発建設部の直轄事業により整備をすすめているところがあります。

今年度は、北防波堤護岸事業の6年目となる北防波堤の越波対策が図られるほか、交付金事業を利用した「北物揚場～北荷さばき地」を改修する工事が、3ヶ年計画で始まります。

漁港においては、各漁港の機能維持のため、浜の要望を随時関係機関へ要望して参ります。

土地活用と公共施設

土地活用については、農業振興地域整備計画や森林整備計画に基づき、計画的な土地利用や保全をすすめ、基幹産業の発展を図るとともに、都市計画用途地域の適正利用をすすめて参ります。

また、遊休町有地については売却方法等を検討し、住宅建設を促進し、定住化をすすめます。

公共施設については、個別施設計画に基づき、適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図ります。

4. 豊かな心と文化を育むまちづくり

過疎化及び少子化にともない、現在は認定こども園が1園、小学校と中学校が各1校ずつとなっております。

子どもたち一人一人の個性を活かし、健やかで元気に成長できるように、また、郷土への愛着を持って学校生活を送ることができる教育環境の充実に努め、「確かな学力」、「豊かな心・健やかな体」の育成をめざして参ります。

町民一人一人が恵まれた環境で、感性を育み心豊かな生活を送ることができるように、生涯学習・芸術文化・スポーツの振興につながる各種事業を実施し、活動の場となる関係施設の充実に努めて参ります。

スキー場の管理について、観光事業から教育事業に移行し、町民に身近な施設として活用して参ります。

5. 町民が主人公のまちづくり

コミュニティ

町内には現在、57のコミュニティ組織（自治会）があり、各種会議や研修会、要望の取りまとめ、清掃及び防犯活動、敬老会の開催等、住民自治が推進されております。

自治会で管理運営されている会館の改修や電気料の一部を補助し、自治会負担の軽減と活動支援を継続して参ります。

雄冬生活館は、本年度、老朽化した屋根の改修工事を行い、施設の長寿命化を図ります。

また、平成31年から地域担当者制度による情報共有や地域で解決できない諸問題に対応するため、町職員を地域担当者として各連合自治会へ配置し、自治会及び連合自治会と行政とのパイプ役を担っております。

高齢化や人口減少による自治会員の減少が推測されますが、町民一人一人がコミュニティの担い手である意識が重要であります。

移住・定住・人口対策

国全体の課題である人口減少問題では、東京一極集中が続き、北海道では札幌市に人口集中が起きております。

本町では、過去10年間で20%以上の人口が減少しておりますが、定住人口が減少しても、関係人口を増加させる施策に取り組み、住み続けられるまちづくりをすすめて参ります。

子育て支援、教育環境を充実し、子育てしやすいまちづくりをすすめて参ります。

町民の健康寿命の延伸により、生涯活躍できるまちづくりをすすめ、基幹産業である一次産業の振興を図り、住みやすいまちづくりをすすめ、町の魅力を高めて参ります。

地域おこし協力隊の募集等を民間事業者に委託し、積極的な受け入れを図り、人材を確保し、地域産業の維持、発展に努めます。

国では、都市に住みながら地方と関わりを続ける二地域居住の取り組みを強化しており、本町においても、ちょっと暮らし住宅を活用した、漁業や農業のアルバイトをしながら一定期間の居住を推進する短期就労事業や、季節移住の拡大を目指し、果樹園地帯活性化拠点整備事業を実施し、年間30万人を超える観光客、ふるさと納税寄附者といった交流人口が関係人口へと変容するよう促します。

財政運営

地方財政を取り巻く環境は厳しい状況にあるものの、各種取り組みにより、起債残高や各種財政指標は大きく改善しております。

しかしながら、依然として進む人口減少や少子高齢化等により、町税等の自主財源の減少が見込まれ、加えて担い手不足による地域経済の縮小も予測されます。

その状況下で町民の多様なニーズに対応するためには、より簡素で効率的な行政経営を図る必要があります。

各会計においては、健全な財政の基本である収支の均衡を保持する行政経営をめざし事務事業の見直しをすすめ、より効果的で安定的な行政サービスの提供に努めて参ります。

コスト意識を持ち、経常経費の節減を図ることはもとより、必要性・重要性・緊急度に応じ事業を選択・実施することでメリハリのある財政運営をすすめて参ります。

併せて、まちづくりプランに基づき、地方債の計画的な借入れ、余剰財源の基金への積み増し等の各種取り組みを継続的にすすめ、持続可能な財政運営の実現をめざして参ります。

む す び

以上、令和7年度の町政の推進にあたり、私のまちづくりの基本理念の考えに基づいて、主要な施策を申し述べてまいりましたが、町民の皆様から負託を受けた責任を果たすべく、全力で取り組んでまいる所存であります。

議会議員並びに町民の皆様のご理解と、なお一層のご支援ご協力を心よりお願い申し上げます。

教育行政執行方針

は じ め に

令和7年度における教育行政執行方針を申し上げ、議員並びに町民皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

教育には、「人格の向上と完成をめざし、社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」という目的があります。

子どもたちが、それぞれの目標に向かって、豊かな人間性を育み、たくましく成長できるよう、また、町民の皆様が日々の生活に充実を感じ、心豊かで健康に暮らすことができるよう、教育行政を進めてまいります。

以下、「学校教育」、「幼児教育」、「家庭教育」、「社会教育」ごとに申し上げます。

学 校 教 育

一人一人の児童生徒が、自らの良さや可能性を認識するとともに、あらゆる人を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手として成長できるよう、各学校の経営方針のもとに教職員が一体となり、信頼される学校づくりを推進してまいります。

小・中学校では、GIGAスクール構想の2期目に向けて教育DXを推進し、計画的な機器の更新、校務DXを通じた働き方改革、ICTを活用した指導力の向上など、教育環境の向上を図ってまいります。

以下、5項目の「増毛町の学校教育重点目標」に沿って主な取り組みについて申し上げます。

1. 自ら学び、考える力を育てる学習指導の充実 考動力の育成

子どもたちが、学校教育活動を通して、日々の学びや経験から得た知識を活用し、「自ら考え、自ら判断し、自ら進んで動くことができる力」を育成してまいります。

学力の育成

全国学力・学習状況調査や各種の学力テストの結果を検証し、学習面の課題解決に向けた授業改善や、家庭学習の定着などの取り組みを推進してまいります。

また、加配制度の活用により、習熟度別授業や小学校での専科授業等を実践してまいります。さらに、学習支援員を配置して学力の底上げを図ってまいります。

I C Tの活用

教科指導等においてI C Tを効果的に活用し、学習への興味・関心を高め、子どもたちの主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、教材研究や研修を深めて授業改善を図ってまいります。

小・中学校の連携

増毛町教育振興会が中心となり、義務教育9年間の円滑な教育課程の具現化に向け、授業研究や実践交流を推進し、情報の共有を図り、小・中学校の連携をさらに高め、学習指導及び生徒指導の充実に努めてまいります。

学習環境の支援

経済的な理由により就学が困難な家庭に対して、就学援助制度による支援を継続いたします。また、保護者負担の軽減施策として、通学用カバン・中学生ジャージの寄贈、体育柔道着の町費負担、中体連参加費用・学力検定料・修学旅行経費の助成、学校給食費・高校通学費の補助、校外活動のスクールバス運行などを継続いたします。

2. 地域の自然・文化に触れ、豊かな体験をとoshたふるさと学習の充実

生まれ育った増毛の豊かな自然や伝統・文化を知り、地域への愛着や親しみからふるさとを大切に思う気持ちを育てるため、田植えや稲刈りの体験学習、町内の行事への参加、職場体験、地域の歴史学習などを通じて、町の恵まれた素材に触れ、また、ボランティア活動や高齢者との交流を通して地域への愛着やつながりを育むことで、ふるさと学習の充実に努めてまいります。

3. 自己を問い、自ら律する心と、他を思いやる心を育てる道徳教育の充実

学校における人権教育を含めた道徳教育では、家庭での躾や規範意識の育みを基に、道徳科を要とした学校教育活動全体を通じて、児童生徒が多様な感じ方や考え方に接

する中で、話し合い、考えを深め、表現する力を育むことができるよう、学習活動の充実を図ってまいります。

4. 生命の尊さを自覚し、自ら心身を鍛え育てる健康と安全指導の充実

いじめ

いじめは、人としての尊厳を傷つけ生命の危険をも招くことから、絶対に許されない行為であるという意識を児童生徒に徹底し、全教職員が「いじめ見逃しゼロ」の共通認識のもと、積極的認知と適切な指導に努めてまいります。

不登校

不登校の原因には、子どもたちの無気力、不安感、生活習慣の乱れ、怠学傾向、友人関係など様々な要因が見られ、その真相は不明なことも多くありますが、保護者との信頼関係を築き、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、子どもたちの状況を見極めながら改善に取り組んでまいります。

身体づくり

小学校では、体育エキスパート教員による体育授業の充実や体力づくりを推進し、小・中学校においては、運動会や体育祭の指導を通して、運動機会の習慣化への契機となるよう努めてまいります。また、「ましけラン」への積極的な参加を促し体力の向上を図ってまいります。

5. 一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導、必要な支援を行う特別支援教育の充実

特別な支援を必要とする児童生徒に対し、個別での支援や指導が可能となるよう支援員を配置して、学習や学校生活の支援の充実を図ってまいります。また、特別支援学級に就学する児童生徒の家庭の経済的負担軽減としての支援を継続いたします。

「就学前児童生徒等情報連絡会議」を定期的に開催しており、担当教諭や関係機関が連携して子どもたちの状況を把握し、円滑な接続に努めております。

また、留萌管内には小中学生を受け入れる特別支援学校がなく、専門性の高い特別支援教育を身近な場所で受けることができない環境にあります。特別支援教育の地域格差解消に向け、関係機関への要望を継続してまいります。

幼 児 教 育

幼児教育には、人格形成の基礎を培う重要な役割があり、特に保護者は親の役目として、幼児期に躰や愛情、物事の善し悪しなどを育む責任があります。

しかし、近年では社会生活の多様化や家庭環境の変化により、家庭で培われるべき幼児期の教育を他者に委ねられている現状が多くあります。

このような社会状況の中で、「認定こども園あっぷる」における幼児教育の役割はますます重要となっております。

こども園では運営方針の基に、成長段階における躰の育みや意思の芽生えなどについて親との共有を図り、子どもの心の思いや声を聴き、幼児一人一人の多様性の尊重に心がけ、幼児の教育活動を推進してまいります。また、小学校との連携を図り、義務教育への円滑な接続に努めてまいります。

家 庭 教 育

教育基本法の第10条家庭教育では「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする」とあります。

子どもの躰や規範意識、正しい生活習慣や思いやりの心などの、人として基本的な育みは親の役目であり、学校は、家庭で育まれた意識や行動を社会性の中で成長させる場です。各家庭で子どもとふれあう時間を増やし、親が模範となり家庭の教育力の向上を果たしていただけるよう、家庭教育の意識の向上に努めてまいります。

社 会 教 育

社会教育では「だれもが住みたい・住み続けたい ふるさと増毛をめざして」を教育目標とし、増毛町社会教育中期計画の基本方針に基づいて、様々な学習や体験を提供し、町民の皆様が日々の生活に充実を感じ、心豊かで健康に暮らすことができる

よう、施策の工夫を図りながら各種の社会教育事業を進めてまいります。

1. 学習や社会参加への意欲を高める生涯学習活動

推進事業

幼児教育では、幼少期からの読書習慣の定着をめざし、絵本の読み聞かせや元陣屋での絵本まつりを継続しながら、豊かな情操形成に努めてまいります。

少年教育は、「ましけキッズ体験隊」を中核として、各種の体験を通して学習意欲を高め、郷土の魅力に気づく機会となるような活動を進めてまいります。

青年・成人教育では、住民のニーズを把握し、社会教育委員と連携しながら時代に即したワークショップ等を実施し、学習意欲の充足に取り組んでまいります。

女性教育は「さくらコミュニティ学級」において、生活に根差した学習や実技講習等を実施しながら、女性の主体的な活動の推進に努めてまいります。

高齢者教育は「暑寒大学」において、各種の学習・交流を続けながら、学生以外の高齢者にも幅広く情報提供を行い、より多くの方に生涯学ぶことの楽しさを伝えてまいります。

2. 地域文化の創造を目指す芸術文化活動の推進

推進事業

児童生徒を対象とする芸術鑑賞事業は、中学生向けにダンスユニットのパフォーマンス鑑賞及びダンス教室を開催し、身体能力や表現力の向上をめざしてまいります。

町民スクールでは、開かれた学習の場として多彩な講座を計画しており、運営委員会への効果的な支援に取り組んでまいります。

増毛町の文化財とその歴史的背景に多くの関心が高めるため、文化財周遊事業や史跡を巡る文化財見学ツアーを継続してまいります。

元陣屋

収蔵する郷土資料を活用しながら、町の歴史的側面の魅力を発信してまいります。

図書室では、図書館協議会を通じて学校図書室とも連携を深め、効果的な周知啓発による利用者増に努めながら、誰もが興味を持って来館し、学びの時間を過ごせる居場所としての図書室をめざしてまいります。

旧商家丸一本間家

駅前観光の中核を担う側面も踏まえ、各種の催しやスマートフォンを使用した音声ガイド等を活用し、さらなる有効利用と入館者の増加をめざしてまいります。

また、企画展を開催し、本間家に象徴される増毛町が持つ歴史の価値や魅力を多角的に伝えてまいります。

3. スポーツ・レクリエーション活動による生きがいある生活の実現

推進事業

「健康づくりウォークラリー」は、幅広い年齢層の方に気軽に楽しんで参加していただいております、町民の健康意識が高まるよう工夫を図りながら継続いたします。

マラソン大会「ましけラン」は、昭和51年に始まった全町マラソン大会を引き継いで、今年で記念すべき第50回大会を迎え、より広い世代への参加を募り大会の充実を図ってまいります。

スポーツ施設

体育館と屋内グラウンドは、老朽化に伴う劣化状況を常に確認し、各種のメンテナンスを実施しながら快適な環境での利用促進を図ってまいります。

パークゴルフ場は、社会教育事業等でも定期的な活用を図りながら、多くの町民の皆様楽しく利用していただけるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

温水プールは、水中運動講習会や子ども水泳教室を実施し、幼児・児童用の遊泳エリアを設けるなど、潜在的な需要の掘り起こしに努めてまいります。

む す び

以上、令和7年度の教育行政執行方針について申し上げましたが、子どもたちが郷土を愛し、将来に向かって生きる力と豊かな心を育み、また、町民の皆様が生き生きと学び、日々を心豊かに過ごすことができるよう、増毛町の教育の推進に全力で取り組んでまいりますので、議員並びに町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。